

質疑番号	種別	資料掲載ページ	質問要旨	回答要旨
1	考查A	「手引き」 P41～97	考查Aにおいて、「手引き」の過去の解答例における根拠規定の条文番号は、現在のものと合っていない箇所があります。	考查Aの問題は、その年の1月1日現在において施行されている規定に基づき出題されています。よって、答案例もその時点の規定によって整理されていることから、問題によっては、現時点の規定(根拠条文)と異なる場合があります。
2	考查B	共通	解答欄での根拠法令の表記で、「第」を省略した標記及び「同条同項第二号」という表記は減点対象となるのか？	採点基準が公表されていないことから、減点対象となるか否かについては、お答えすることができません。
3	考查B	共通	考查Bの解答例の「計画〇㎡>限度〇㎡」の場合と、「計画〇㎡≥限度〇㎡」の場合の「>」と「≥」の使い分けの理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画が限度を超えるため不適合の場合:「計画&gt;限度」により不適合</li> <li>・計画が必要以上のため適合の場合:「計画≥必要」により適合</li> <li>・計画が限度以下のため適合の場合:「計画≤限度」により適合</li> <li>・計画が必要未満のため不適合の場合:「計画&lt;必要」により不適合</li> </ul>
4	考查B 建築計画1	「手引き」 P280 配布資料 P59 No.10-11	道路高さ制限において、建築計画2において「高さの算定は全面道路中心線からの高さとする」と記載しているが、建築計画1の道路高さ制限ではこの趣旨の記載がない。建築計画1では不要と考えて良いのか。	採点基準が公表されていないことから、記載の必要の有無については、お答えすることができませんが、記載した方がより丁寧な解答になると考えられます。
5	考查B 建築計画2 設問13	「手引き」 P296 配布資料 P72No.45	解答例の4つ目の・階段室2の不適合理由は、「仕上げと下地が不燃材料ではない」という理由の方は理解できるが、階段室2の区画は元々不要であって、不適合の理由とはならないのではないかと。解答例からは、「区画もしないと不適合」と読み取れる。	階段室2は、縦穴区画をするか又は縦穴区画をしない場合は、その壁と天井の仕上げ・下地共不燃材料とする必要がありますが、いずれの措置も行われておらず不適合としました。「区画もしないと不適合」としたものではありません。

※同趣旨のご質問は、適宜まとめて記載しております。